

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成28年3月25日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所 岡山地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 松田道別（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 中田幹人（岡山地方裁判所刑事部判事）

検察官 中山大輔（岡山地方検察庁検事）

弁護士 則武透（岡山弁護士会所属）

同 三浦巧（岡山弁護士会所属）

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 補充裁判員経験者

4 議事概要

司会（松田裁判官）

本日は岡山地方裁判所において、裁判員又は補充裁判員を経験された方々の中から、5名の方にお越しいただきました。年度末のお忙しい中お越しいただきありがとうございます。この意見交換会は、経験者の方からそれぞれ参加された事件を通じて、裁判員制度への御意見や御感想をお伺いしまして、裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、制度をよりよいものとするために行われるものです。本日は忌憚のない御意見をお伺いしまして、我々裁判所、そして検察庁、弁護士会にとっても有意義な会になればと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

では、最初に本日の意見交換会に参加しております裁判官、検察官、弁護士から自己紹介をお願いします。

中田裁判官

本日はお忙しい中、御参加いただきありがとうございます。本日も越しいただいた方々を含め、岡山地裁において、裁判員及び補充裁判員をお勤めいただいた方が、最近1,000人を超えました。改めて、多くの方々に裁判員制度を支えていただいているのだと実感した次第です。今後、裁判員裁判をより定着させていくために、工夫をしなければならないことがあろうかと思っております。今日は、皆様方の御意見や御感想をお伺いして、今後の裁判員裁判の運営に役立てていきたいと思っております。本日はどうぞよろしく申し上げます。

中山検事

私は裁判担当の検察官として、平素から裁判員裁判に携わっています。どの裁判員裁判でも、私たちが言いたかったことが裁判員や補充裁判員の方に伝わっているかとか、あの場面ではこうすればよかったなどと反省する場面があります。本日は、忌憚のない御意見をいただき、今後の裁判員裁判に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

則武弁護士

私は、今回の参加者の方が参加された事件の中では、殺人未遂事件の弁護人を担当しました。私は、これまで何件かの裁判員裁判の弁護人を担当しましたが、どの裁判員でも裁判員の方が積極的に質問をするなどしているのを見て、裁判員裁判ができてよかったなと思っています。弁護人としては、被告人のために、無罪にするためや、有罪であっても量刑を下げるために戦っているわけですが、裁判員の皆様が、事件に関心を持っていただき、事件のことを共に考えていただけるのであれば、個人的には、最終的な結論はどうであれ、それは意義深いことだと思っています。今日はよろしく申し上げます。

三浦弁護士

私は、今回の事件では、強制わいせつ致傷事件を担当させていただきました。裁判では、裁判員の皆さまには熱心に御参加いただきました。私自身は、裁判員裁判の弁護人になるのはこの事件が2件目でして、あまり経験があるわけではないですが、本日は忌憚のない御意見を頂戴して、今後の弁護活動に役立てていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

司会

それでは意見交換に移ります。まず、経験者の皆様に、参加された裁判員裁判の全般的な御感想や御意見などをお伺いしたいと思います。併せて、裁判員等を経験する前と後で変わったことなどがありましたら、それについても御紹介いただけたらと思います。

裁判が終わって、かなり時間が経っているものもございますので、経験者の方の記憶を取り戻していただくとともに、傍聴されている方にも事案を把握していただくため、最初に、私から、各事件の概要について簡単に御紹介をさせていただきます。

経験者1番から3番までの方が関わられましたのは、精神疾患のある被告人が、当時6歳の実子を殺害しようとして、包丁で前頸部を刺して、全治不詳の傷害を負わせたという殺人未遂の事件です。それでは、経験者1番の方に経験を踏まえた上での御意見や御感想をお伺いできればと思います。

1番

選任期日で、殺人未遂の事件だと伺って、怖いことはないだろうかと心配していたのですが、実際に始まってみると、配慮してもらっていると感じました。写真とかも、怖くなることのないようにしていただいていたし、それでも事件のことが分かる

ようにいろいろなものを出してもらっていました。専門用語も噛み砕いて説明してもらい、評議の場でも分からなかったことを説明してもらい、困ることなく参加することができました。自分が関わった事件を、後から報道で見たとき、思ったよりさっと終わってしまっているなと思いました。自分が普段見ている報道も、事件の裏にはこんなにたくさんの方があって、たくさんの方が関わっていて、いろいろ考えてこういう結果になっているんだということが分かりました。今まで知らなかったことを知ってよかったなと思いました。実際に裁判員を経験してから、すごくニュースを見るようになりましたし、裁判員裁判のニュースを見ると、この人達はすごく考えて、判決を決めたんだと思うようになりました。とても貴重な経験をさせていただけたと思いました。

2番

私は、裁判員候補者名簿に載ったのは今回で2度目でした。前は、名簿に載ったものの選ばれませんでした。今回は当たってしまいました。私自身まさか裁判員に選ばれるとは思っていませんでしたので、1回目に最高裁判所から通知が来たときは、何か悪いことをしたかと思ってドキドキしましたし、2回目はまさかまさかという感じでした。

私は、普段からサスペンスドラマも見ませんし、推理小説も読んでいる途中で退屈になってしまうくらい、何も興味がなかったのですが、そんな私でも、裁判に関わることによって、被告人が犯行に及んでしまった経緯に何があるかとか、被告人の生い立ちが関係しているとか、周りの環境がどうであるかとか、そういうことを詳しく知りたいと思うようになりました。友達同士など身近な関係でも、なかなか人のプライベートを聞いたことはないですが、被告人のことを知ろうと思って、犯した事実は変わらないけど、被告人の今後のこと、被害者の今後のことを一生懸命考えたいなと思いました。裁判員をやってみて自分が変わったと思う点といえば、ニュースに興味を持つようになりました。また、私には子供がいますが、子供がいたずらをしたり小さな嘘をついたりしたときに、頭ごなしに怒るのではなく、なんでそうなったか、詳しく聞いてみようと思うようになりました。「なんで引き受けたの、断ればよかったのに。」と言う人も多かったのですが、私は、断る理由もなかったし、みんなやってみればいいのにとおもいます。良い経験をさせていただきました。

3番

最初、最高裁判所から通知が来たときは、思い当たる節もなかったし、何かの詐欺じゃないかと思いました。最初は、できれば関わりたくないと思っていましたが、息子から自分ならやりたいと言われ、当たったら、関わってもみるのもいいことかなと思いました。また、私も断る理由がありませんでした。最初の日、事件の内容を初めて聞いたら、身内同士の事件だったのですが、もし被告人と第三者の間の事件だったら、引き受けたかなという気持ちもします。事件を知った上で、自分にはどうして

も無理だと思ったとき、辞退する方法があればいいなと思いました。裁判員を経験した後は、ニュースでは表面的に流れる事件のことも、裁判員の方はものすごく苦労して考えてこういう結論になったんだと思うようになりました。最初は、やりたくないと思っていましたが、裁判員を経験してみて、良い勉強といえますか貴重な経験をさせてもらいました。

司会

4番の方が担当した事件は、被告人が、自転車で通行中の16歳の女性に対して、後ろから自転車で近づき並走して、その自転車の女性の胸を揉むなどわいせつな行為をし、さらに別の18歳の女性に同様の手口の犯行を行って、その際、女性の自転車を転倒させて顔などに怪我を負わせたという、強制わいせつと強制わいせつ致傷の事件でした。この事件に関する御感想や、裁判員に関わる前後で変わったことなどについて、4番の方の御意見をお願いします。

4番

私は、昔から推理小説やドラマに興味があったので、裁判を生で見たいという気持ちはありました。裁判員を経験して思ったのは、ドラマと違って、実際には裁判が終わった後にも、被告人や被害者や家族には続きがあるのですが、今の法律では、そういう人たちに全てのフォローはできないと知らされて、世の中思うようにいかないなと思いました。また、犯罪は、身近にあるんだなと思いました。自分や自分の娘が被害者になることがあるんだとリアルに感じました。防犯など自分の身を守ることが大事だということも考えるようになりました。

司会

5番の方が参加された事件は、被告人が被害者宅に侵入して、被害者を強姦しようとしたのですが、被害者の抵抗にあって、強姦自体は未遂に終わったものの、その際被害者に怪我を負わせたという住居侵入、強姦致傷の事件です。被告人が、自分が犯人ではないと争っている事件でした。

5番

私は、裁判員制度が始まる前に、法律のバラエティ番組で女性弁護士の方が話しているのを聞いて、私自身もいつか選ばれるのかなと思っていましたが、実際に、一昨年の11月頃に最高裁判所から候補者に選ばれましたという通知が来たときには、驚きました。昨年4月下旬に裁判員の選任期日の案内が来たのですけれど、その時は仕事の都合で欠席させていただきました。去年の11月に選任されたときは、当たったらやらせていただきたいと思っていましたが、実際に当たるとびっくりしました。私は、選任期日に裁判所に来ましたが、そのときが裁判所に来るのも初めてでした。

法廷に立ち会うときは、どのような経験をするのか、少し緊張もしました。振り返ってみると、裁判員裁判に参加することはめったにないことで貴重な経験をしたなと思いました。その後ニュースや裁判のことや法律のことに興味を持つようになりました。

た。

司会

続いて審理の分かりやすさに関する御意見等をお伺いしたいと思います。

まず、経験者1番から3番までの方が参加された事件ですが、被告人に精神疾患があるということで、おそらく量刑上は、その程度が問題になったのではないかと考えられますが、審理に当たっては、被告人の精神鑑定を実施した精神科医の証人尋問も行われたと聞いています。その証人尋問がよく理解できるものであったかどうか、逆に理解しにくい点があれば、それはどのような点であったかなどについて御感想、御意見等がございましたらお話しください。

1番

審理では、一つ一つのことについては、詳しく分かりやすく配慮してくださって理解できたのですが、最初の方のお母さんの証人尋問で、被告人の生い立ちとか事件の前のことについて話があった際、その証言の中で、後々役に立つ情報は何かとか、何を質問したらよいのかとか分かりませんでした。メモを取ってもよかったです、何を覚えておけばよいのか疑問に思ったことを覚えています。裁判の日にちが進んで、話が進んで行くにつれ、あの時にこれを聞いておけばよかったとか、あの時のことが今に関わっているんだなということが分かったりするので、順番的なことで戸惑った記憶があります。最初に、裁判官からは、この証人はこういう理由で話をしていますという説明はありましたが、自分の中の裁判のイメージでは、事件の核心を聞くのだろうと思っていたので、実際の裁判の進め方がイメージとうまく結びつかず、途中でこういうことかと気付いて後悔することが多かったと思います。

精神科の先生の話は、結構長くて、どれも重要な話だったと思うのですが、あまりに長くて、あまりに専門的すぎて、途中で分からなくなったなという感想です。

2番

私が少し心残りだったのは、被告人の言葉が聞き取りづらかったので、マイクの音が大きかったらよかったと思ったことと、被告人が早口だったので、聞き取れなくて、メモを取り損ねて、評議室で確かめなければならなかったことです。救急車を呼んだ時の経緯や会話は、全部文書で出ていて分かりやすかったなと思います。私は、ずぶの素人なので、自分の抱いているイメージと違うことや専門用語に戸惑うこともありましたが、裁判官が、ホワイトボードに絵や文書を分かりやすく書いたりして説明してくださったので、分かりやすかったです。今どんな話をどんなふうに進めているかということも目で見て分かりやすく説明してくださってよかったと思います。

精神科医の証人尋問は、手元に頂いた資料もかなり枚数多くて、分かりにくかったです。精神疾患は普通にもあり得ることだし、私自身もそれに当てはまるのではないと思うくらい日常にある話と変わらないし、病気の部分と性格の部分の切り離しが難しいので、その部分では分かりにくかったです。

3番

精神疾患について、精神科医の先生が説明してくださるんですが、病気自体が理解できなくて、それは普通の人と大きな差がないというか、どこを疾患として見るべきなのかということが説明を受ければ受けるほど、これが疾患なのかなと理解するのが難しかったです。被告人の全てのプライベートについて、裁判の中で明らかにしていくんだというのが分からなかったの、そういうところがこの裁判に関係あるのかなと思うこともありました。事件を考えていく上では、生い立ちなんかも知っておくべきなんだろうなと思いました。裁判官も専門用語については、噛み砕いて教えてくださいましたので、言葉の意味では自分なりに理解できたし、遠慮なく聞くこともできたので、評議では、思った以上にフランクに話ができたとと思います。

司会

この事件に関与した裁判官、弁護士から、特に精神科医の証人尋問と精神疾患について御質問等がございますでしょうか。

則武弁護士

精神疾患については、私もこの事件を担当して、初めて知りました。証人の精神科医の先生は、岡山県でも第一人者なのですが、いくら権威のある先生を呼んでも、その話が裁判員の方に伝わらない限りは、この疾患がこの犯罪にどう関わっているかということが十分に伝わっていなかったということですし、弁護人の側でよほど工夫をしていかなければならないと痛感しています。

そもそも、この病気のことをどうアピールしていくかが弁護人としても悩ましいところでした。ただ、弁護人の言葉だけで、被告人がこういう病気だと言っても伝わりにくいところなので、専門家が、被告人に会った上で法廷に立たれて、見立てを証言してもらうことが必要だと思います。私は、今回の証人の証言は、比較的分かりやすい方ではあると思いますが、それでも病気を理解することは難しいですし、御指摘にもあったように、病気が理解できても、事件を起こしたのは病気によって支配されたからなのか、性格だからなのか、私自身もその時悩んだ部分です。

そういうことをきちんと裁判員の方に正しく伝えるのが難しいと再認識しましたし、今日の御意見は非常に参考になりました。今後の弁護活動に役立てたいと思います。

中田裁判官

私の感想も則武弁護士とほぼ同じです。身内の方々からの証人尋問から始まったというのも、この疾患の特質として、被告人の生い立ちが深く関わっているということ在意図して審理計画を立てたのですが、そこを皆様にもうまくお伝えできなかったということは私の反省点です。御意見を今後の審理に生かしていきたいと思います。

司会

精神科医の証人尋問をする場合、詳しい医師を証人で呼ぶと説明も詳しくなる傾向にあると感じます。この点は、今後裁判所としても工夫をしていく必要があると思います。

ます。

次に、4番の方が関わった事件ですが、性犯罪ということもあり、2名の被害者の方のお名前が秘匿され、「A」、「B」という仮名を用いたと聞いています。また、同様の事情から証人尋問ではなく、調書を朗読する方法で証拠調べが行われたとも聞いています。2件の事件の手口もほぼ同様のため、2つの事件を混同しやすいようなこともあったかなと思いますが、証拠調べの在り方などについて、分かりやすさの面からも御意見や御感想をいただければと思います。

4番

検察官も弁護人も、2件の事件をしっかりと区別していただいたので、ごっちゃになるという印象はなかったです。被告人が、罪を認めていて、刑務所に入りたいとか言われていたので、弁護人の方が大変そうだなという印象でした。裁判官を始め丁寧に説明していただいたので感謝していますが、評議で量刑を決める際、データベースを参考にするとそれに引っ張られるし、データベースがないと分からなくなるので、中途半端な感じだった記憶があります。

司会

この事件に関与した弁護人から御質問等がありますか。

三浦弁護士

この事件に関しては、裁判員の皆様が熱心に関与してくださり非常にありがたいと思っています。弁護人としては、執行猶予を付けて社会復帰させていただきたいということをお願いさせていただくために、受入れ施設もあるということ施設の人も呼んでお話を伺ったり、日頃の生活態度がどうかということを伝えたかったのですが、それが裁判員の方にどの程度伝わっていたのかが、弁護をしていて考えていた部分です。その辺りについて御感想等があればお聞かせいただきたいと思います。

4番

受入れ態勢は整っていて熱心だなと思いました。

司会

5番の方の関与された事件は、犯人性が争われた事件で、DNA鑑定や指紋鑑定が行われましたが、DNA鑑定の説明や鑑定人の証言等は分かりやすかったか、あるいは分かりにくいところがあったとすればどの点かについて、御意見をいただきたいと思います。

5番

証人尋問の際に、DNA鑑定のビデオや資料を見せていただいて、参考になったと思います。指紋については、技術職員の方が、指紋の特徴や、指紋が一生変わらないことや、同じ指紋がないということを知りやすく説明してもらって理解できました。DNAのデータについては、裁判で初めて見たので、いろんな英語や数字が書かれていて分かりづらかったです。

司会

この事件については、中山検事が関与されていますが、御質問等がありますか。

中山検事

二つお聞きしたいことがあります。

検察官の冒頭陳述は、通常の裁判では、裁判が始まった直後に1回だけ行いますが、この事件については、DNA型鑑定や指紋鑑定の説明もあったため、裁判長からの御指摘もあり、2回に分けて行いました。1日目の冒頭陳述では、この事件はどんな事件かを説明し、2日目にはDNA型鑑定と指紋鑑定はこんなふうですよということを説明しましたが、このやり方をどのように感じられたでしょうか。

また、科学捜査研究所の技官と大学教授の2人が、DNAについて証言したのですが、その2人の証言についてどの程度理解できましたでしょうか。難しいなと思うところとか、もう少しこういうふうにしてくれればいいのと思うところがあれば教えていただきたいと思います。

5番

冒頭陳述は1回だけだったら分かりにくかったかもしれないので、2回に分けてもらってよかったと思います。

証人の方の話は、分かりやすかったです。誠実に答えてくださって分かりやすかったです。

司会

1番から3番までの方が関与された事件については、自首や中止未遂という法律の概念が複数出てきました。それらが分かりやすいものだったかどうかについて、御意見をお伺いできたらと思います。

1番

自首や中止未遂については、ホワイトボードに書いていただいたり、プレゼンを行っていただいたりして、すごく分かりやすかったです。今までテレビなどで言葉は聞いたことがありましたが、はっきりとは理解していませんでした。しっかり噛み砕いて説明をしてくださいましたし、それでも分からないところを補足して説明していただいたので、しっかり納得して意味が分かった上で、評議ができたと思います。

2番

中止未遂というのは初めて聞いた言葉です。最初は、それで中止未遂になると疑問に感じたりしていました。あやふやなことをきちんと決めるための基準が設けてあるということが分かりました。専門的で知らなかったことを分かりやすいようにこの事件に当てはめて説明していただいたので、最終的にはみんな同じ理解ができてよかったと思います。

3番

自首について、自分がこうだなと思っていたのとは違いましたが、説明を聞いて理

解できました。中止未遂は、私も初めて聞いた言葉でしたが、こういう場合には当てはまるというのが説明を受けて分かりました。こういうことは、事件に触れてないと分からなかったと思うので、教えてもらえてよかったです。

司会

検察官や弁護人から御質問等がございますでしょうか。

則武弁護士

弁護人は、自首や中止未遂について、パワーポイントを使って説明を工夫したつもりなのですが、どうだったでしょうか。

1 番

法廷での説明は分かりやすくていいなと思ったのですが、頂いた資料について、私は、1枚の方が分かりやすかったと思います。比べるわけではないですが、検察官は1枚で争点などを記載してあって、後に見たときに、情報量として1枚で受け取れるので分かりやすかったです。

司会

次に、裁判員裁判に参加することへの御負担についてお聞きしたいと思います。御感想のある方がいらっしゃいましたらお願いします。

4 番

私個人は、仕事の負担は、特に感じませんでした。1か月前くらいだったか、事前に情報を入れてもらえまして、それに向けて仕事の調整もできました。精神面については、事件が強制わいせつ致傷だったこともあって、ナイフが出てきたりするわけでもありませんでしたし、そんなにストレスになるような感じはありませんでした。

司会

5 番の方の事件は、犯人性が争われていることもあり、多数の証人を調べるため、選任、審理、評議で11日間を費やしたと聞いていますが、そのことで、御負担等がございますでしょうか。

5 番

私自身は、仕事と裁判員の両立について、負担や苦痛に感じることはありませんでした。裁判員休暇を申請するとき、上司から、裁判員に参加するとメンタル的にきついですよなどと言われたりはしましたが、メンタル面も大丈夫でした。朝早く起きて裁判所に行くため、ハードスケジュールでしたが、貴重な経験をさせていただいたと思っています。

司会

1 番から3 番までの方が関与された事件は、殺人未遂の事件で、傷の写真が証拠調べされたと聞いています。裁判員の方に御負担を掛けないために、裁判所や当事者において工夫をしていますが、その点について精神的負担はどうだったでしょうか。

1 番

私達が見た被害者の子の傷の写真は、白黒にして、遠目にしてくださっていたので、見ることで精神的に負担を感じることはなかったのですが、逆に、傷が、遠すぎてはつきりと分からなかったという印象がありますし、これで残虐だという証拠としては、ちょっとという感じでした。ただ、そのあとに被告人が自分の胸に包丁を突きつけた写真があったのですが、その傷がちょっと小さ過ぎたので、なるほどと思いました。

私達のことを考えて配慮していただいているのは分かるのですが、配慮しすぎて、意味をなしているのかなという疑問が少し残りました。

2番

証拠で、本物の包丁を見たときは、えっと思いました。加工してあるものよりも素直に受け止められると思います。私自身が、血とか苦手でもないで、加工されたものよりもありのままを受け止めて、自分の心の中で整理をして評議する方がよいと思います。傷の大きさなどを見た方が、事の大きさを素直に受け止められる気がします。加工などしない方がいいんじゃないかなと思いました。

3番

傷口の写真は、見る上では加工されている方が見やすかったと思いますけれど、事件のリアリティを知る上では、そのままの方がより分かりやすかったという気がしました。精神的なことという、被告人の話聞いて、自分の今までしてきた子育ての反省というか、同化する部分がかなりあって、裁判の回を重ねるごとに自分と重なって、同情するというか、感情が入りそうになるところはあったので、皆さんはどうだったのかと思いました。辛いことはなかったですが、自分の子育ての反省をすることの方が多かったです。

中山検事

5番の方に伺いたいのですが、今回の事件では、最終的には有罪になりましたが、被告人は無罪だということを主張していました。無罪だと主張している人を有罪として裁くことについて、精神的な負担や悩むことはなかったでしょうか。

5番

裁判員や裁判官が話し合っという結論になったわけですので、私は大丈夫でした。

司会

最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージということでお伺いできればと思います。1番の方からお願いします。

1番

自分が裁判に携わると良い勉強になるし、良い経験になると思います。普通の生活では知ることができないことを知ることはよいと思います。ただ、裁判員が関わる殺人などのニュースを見ると、荷が重いこともあるかなとも思います。自分の事件は、殺人未遂だから何とかできたと思う部分もあるので、事件によっては難しいこともあ

ると思います。

これから、裁判員になられる方には、私のように後悔しないために、しっかりメモを取ることや、周りの方としっかりお話しすることや、分からないことは積極的に聞くことをお勧めします。

2番

私の周りで裁判員をやりたいという人はほとんどいなくて、むしろ、裁判員になったら断るといふ人がほとんどです。私も、最初は嫌だなと思っていたのですが、実際にやってみると、裁判所は、夫婦間のもめ事から殺人まで、幅広くいろんなことをやっているんだなということを知ることができました。裁判に関わる法律的なものも敬遠していたのですが、興味を持って知ることができました。裁判は、誰でも傍聴できるということも、裁判員になって初めて知りましたが、もっといろんな人に知ってもらいたいです。一度は、傍聴してみたらいいのにといい気持ちがあります。

ただ、一つ引っかかるのは、私は、扶養に入ってパートで働いていますが、裁判員の日当によって、扶養の範囲を超えてしまって、職場のスタッフに迷惑をかけたという気持ちがあります。税金的なことを考えていただけたらありがたいと思います。

私は、また裁判員に選ばれたら、もう一度やってみたいと思います。

3番

私は、通知が来たときにも、裁判員に選ばれることはないだろうと思っていましたし、人のこれからを決めることには関わりたくないと思っていましたが、一つの経験としてやってよかったと思います。もし、裁判員に選ばれることがあるなら、やってみた方がよいのではないかなと思いました。ただ、最初にも言いましたが、断る理由がない人にとっては、半強制的な面もあるので、それは融通が利くようにしていただけたらいいんじゃないかなと思いました。

4番

私の会社は、裁判員制度が始まって以降、裁判員裁判に参加する職員が、私が初めてだったので、休みをどういう扱いにするかでかなり揉めました。休暇制度を作るための周知をしていただきたいと思いました。裁判員になること自体は、良い経験だと思いますので、是非ともお勧めしたいと思います。最近は気軽な気持ちで犯罪を犯す人も増えていますが、こういう経験をすれば、犯罪を犯すまいと思うのではないかと思います。

今までは、悪い人は刑務所に入れたらよいなどと気楽に思っていたのですが、人の刑を決めることに携わることで、その責任の一部を自分が負うというか、他人事ではなく自分のこととして考えられる気がします。

5番

今後裁判員になられる方には、できるだけたくさんメモを取られた方がいいと思います。そのほかに体調を整えて参加された方がいいと思います。

私の知り合いや周りの人は、裁判員に参加したくないとか、私なら断るというマイナス的なイメージを持っている人が多いですけれども、自分が経験してみないと分からないことがあります。経験できるチャンスがあれば、経験してもらいたいと思います。

司会

皆様、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。最後に参加した裁判官、検察官、弁護士から、今日の感想などをお伺いしたいと思います。

中山検事

本日はお忙しいところ、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。裁判員裁判が始まったのは、平成21年5月でしたので、そろそろ7年くらいになります。私達も最初のうちはおっかなびっくりで、どのようにやっていったらいいのだろうと暗闇の中を歩くような感じでした。時間が経って、我々の方も慣れてきたという気持ちがある一方で、本日皆様からお話を伺ったように、より良くしていくための改善点や課題も、依然としてたくさん残されています。本日皆様方からお伺いした御意見につきましては、検察庁に持ち帰りまして、より分かりやすく充実した裁判員裁判ができるように、今後改善していきたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。

三浦弁護士

本日は、お忙しいところ、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。我々弁護士も、そんなにたくさんの裁判員裁判の経験ができるわけではないので、常に手さぐりでやっている部分があります。こういうことをやって、裁判員にきちんと伝わるかを自問自答しながらやっています。今日は、具体的で貴重なお話をお聞かせいただいたので、今後裁判員裁判をやっていく上で、参考にさせていただこうと思います。本日はありがとうございました。

則武弁護士

私は、平成21年に裁判員制度が導入されるときに、岡山弁護士会の裁判員委員会で初代委員長を務めました。岡山弁護士会としても、この制度導入に当たって、はたして弁護士は、この制度を担えるのか、弁護士が他にも事件を抱える中で、弁護士としての経営が成り立っていくのか、一人の弁護士で対応できるのかなどの問題があったのですが、なんとかこれまでこの制度を支えてきました。

私が、弁護人を経験して毎回思うのは、裁判員の皆様が非常に鋭い質問をされます。私が今回担当した事件もそうでした。また、今日いただいた御指摘も非常に身につまされる、つまりペーパーがなぜ1枚にまとまらないかということも、それはそのとおりだと思いますし、そこは力不足の部分だと思います。

このようにして市民の皆様が、刑事裁判に参加されることは、非常に意義深いことだと思います。先程、責任の一部を自分でも負うことでいろんなことを感じるという

御意見をいただきました。トクヴィルというフランスの学者が、アメリカの陪審制を見聞して、「アメリカの民主政治」という本の中で、「陪審制というのは、民主主義の学校である。」と書いています。普段は参加しない権力作用の一部に参加することで、民主主義のルールを学んでいくということだと思っておりますけれども、裁判員裁判もそうした機能だと思います。普段は参加しない裁判員裁判に参加することで、刑罰はこういう意味があるのかとか、一つの事件をいろんな見方で見るのが貴重な社会経験だと思います。今後ともこうした制度に是非とも参加していただきたいと思っております。

アメリカの陪審制でも、事前にアンケートを取ると、9割の方は陪審員にはなりたくないと言うようです。ところが、一度陪審員を経験すると、逆に9割の方が2度目の陪審員をやりたいと言うようです。我々法曹（裁判官、検察官、弁護士）も、参加してよかったと思うような制度にしないといけませんので、今日御指摘いただいた点は、我々も弁護士会に持ち帰って、是非参考にして、今後の改善に役立てたいと思っております。本日はありがとうございました。

中田裁判官

今日お伺いしました皆様からの御意見、御感想の一つ一つは非常に重みのあるものとして、受け止めさせていただきました。皆様の思いに今後お応えできるように努力をしてまいりたいと思っております。本日は、ありがとうございました。

司会

それでは、これをもちまして意見交換会を終了します。

本日はありがとうございました。

総務課長（進行）

ここからは、報道記者の方から質問していただきます。

記者A

量刑を決めるための期間として、8日、5日、11日とありますが、この期間について、長すぎる、短すぎるなど、どのように受け止めていらっしゃいますか。

1番

私が関与した事件は8日間でしたが、あっという間でした。もっと長かったら、評議の間に中だるみしそうですし、評議は白熱したので、短かったらきちんとした話し合いができたのかなと思うので、適切な期間にしてもらえたと思っております。

2番

何も根拠はないですが、適当だったと思っております。

3番

最初は、これだけの期間が必要なのかなと思いましたが、評議をしていくうちに、これで、最後に結論が出るのだろうかと思うぐらいだったので、決められた期間でよかったのだと思っております。

4番

私も予定どおりでよかったと思いますし、適切な期間だったと思います。

5 番

私も適切であったと思っています。

記者 A

もう一点お伺いしたいのですが、自分の携わった裁判がその後どうなったかということをお聞きでしょうか。また、全国的には、裁判員裁判の結果が、高裁や最高裁で覆ったということもありますが、自分たちが量刑などを決めたのに覆されるということについて、どのようにお考えでしょうか。

4 番

私は、自分の関与した裁判がその後どうなったかは追いかけていません。もし判決が覆っても、それが日本の司法制度だと思います。覆らないのであれば、最高裁判所や高等裁判所がある意味がないですし、違う人間が答えを出しているのですから、人間が変われば、答えが変わることはおのずとあるんじゃないかなと思います。量刑データベースだけで決めているなら、結果は全部同じでしょうけど、それを参考に、いろんな人が、それぞれの人生経験や考え方で、量刑を決めているのですから、結論が変わるのがおかしいとか、裁判員裁判の結論が変わるならこんな制度はいらないとは思わないです。

総務課長（進行）

以上をもちまして裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。